

**令和5年度幼保連携型認定こども園
の設置・運営事業者募集要領
(令和8年4月1日開設)**



令和6年1月

**鹿児島市 こども未来局
保育幼稚園課**

《目 次》

1. 募集の趣旨	2
2. 募集の概要	2
3. 応募資格	4
4. 応募条件	5
5. 施設運営	8
6. 補助金	10
7. 社会福祉法人の設立認可	12
8. 応募の手続き・問い合わせ等	13
9. 選定	14
10. 失格事項	15
11. 選定後の取消	15
12. 辞退	15
13. その他留意事項	16
14. スケジュール（予定）	17
15. 問い合わせ先	18
別添1：評価基準	19
別添2：設備及び運営に関する基準	20

1. 募集の趣旨

鹿児島市では、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2～6年度）の中間見直しに基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業（小規模保育事業A型）により、保育の受け皿の確保を行うこととしております。

今回、受け皿確保の一環として、新たに幼保連携型認定こども園を設置・運営する事業者を募集します。

なお、施設の整備については、補助金の活用や自己資金等により整備しますが、補助による整備は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用する予定のため、国、市の予算が不成立となる場合がありますので、予めご了承ください。

2. 募集の概要

(1) 募集する施設

幼保連携型認定こども園（創設）

(2) 定員

60人以上70人以下（2・3号）（※1号定員は3人以上とする）

※0歳児の定員は、2・3号定員全体の10%程度とし、希望者が必ず進級できるように定員設定してください。

（0歳≦1歳≦2歳≦3歳≦4歳≦5歳）

(3) 開所日

令和8年4月1日

（令和7年度に着工し、令和8年2月末までに竣工するものとする。）

(4) 募集区分

区分	概要
補助型	市の「鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金」を受けて施設整備を行う。 （新たに建物を整備し、自己所有となるものに限るため、既存施設の改修等は含みません。） （補助対象事業者の要件がありますのでご注意ください。）
自主整備型	事業者が自己資金等により施設整備を行う。

マグマンティ PRキャラクター
火山の妖精 マグニオン



マルニオン



リキニオン

(5) 募集区域、施設数等

第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しと令和5年11月時点の確保必要数の見込みを踏まえ、以下の区域において募集を行います。

なお、募集定員は、他の施設整備等による確保も含めた市全体の目安となります。

単位 (人)

区 域 名	町丁名	特に設置が 望まれる 小学校区	募集 施設数	募集定員 (目安)		
				2号	3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
谷 山	西谷山1～4丁目、清和3～4丁目、上福元町、谷山中央1～8丁目、下福元町、慈眼寺町、和田1～3丁目、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、七ッ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目	清和小校区 (谷山北部を除く)	2施設	70	0	60
		谷山小校区				
		西谷山小校区				
		和田小校区				
		錦江台小校区				
		福平小校区				
松 元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町	春山小校区	1施設	10	0	90
		松元小校区				
		石谷小校区				
計			3施設	80	0	150

※同一法人による同一区域での複数応募はできません。(令和5年度認可保育所の設置・運営事業者募集要領(令和8年4月1日開設)の創設分を含む。)

※「特に設置が望まれる小学校区」以外でも応募は可能ですが、「特に設置が望まれる小学校区」が優先されます。

※募集施設数は、保育所の創設及び幼保連携型認定こども園の創設を合わせた募集施設数のため、応募状況により不選定となる可能性があります。また、募集施設数に達していない場合であっても、基準に則り審査を行いますので不選定となることがあります。

※「3号(0歳)」の募集定員は「0」としていますが、他の年齢児の定員設定を踏まえ、適切に設定してください(2・3号定員全体の10%程度)。

(定員設定の例)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
人数(2・3号)	6人	10人	12人	12人	12人	12人	64人
人数(1号)	—	—	—	8人	8人	8人	24人

3. 応募資格

下記の要件を全て満たしていること。

(1) 社会福祉法人、学校法人

(2) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、施設の運営を適切に行う能力を有するもの。

※保育所等の運営実績は必須ではありませんが、応募日現在において、継続して、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定により、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているもの）、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設（保育所・認定こども園を除く）のいずれかを運営している場合、施設類型や事業継続年数等に応じて評価基準における加点の対象とします。

(3) 納期の到来している国税、(都)道府県税、市(区)町村税、社会保険料、水道料金及び下水道使用料を完納していること。

(4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- ・ 鹿児島市暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員
- ・ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ・ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(5) 過去 5 年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む）。

(6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（認定こども園法）第 17 条第 2 項に該当しないこと。

4. 応募条件

下記の要件を全て満たしていること。

(1) 土地

- ①原則自己所有地（新たに取得する場合を含む）とする。（差押物件や仮差押物件は不可）
- ②貸与を受ける場合、以下ア～カの要件を満たすこと。
 - ア 借地において借地借家法の適用を受けない場合、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次の a、b のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体であること。
 - b 国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
 - イ 貸与を受ける土地に差押等がされていないこと。
 - ウ 賃借料について、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - エ 賃借料について、安定的に支払い得る財源が確保されていること。
 - オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
 - カ 国又は地方公共団体から貸与を受ける場合を除き、定期借地契約、事業用定期借地契約など、更新できない契約ではないこと。
- ③抵当権（根抵当権を含む）が設定されていないこと。ただし、以下ア又はイのいずれかの要件を満たす場合はこの限りでない。
 - ア 土地が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。

また、今回応募する施設の整備に係る抵当権以外の新たな抵当権を設定しないこと。

※自己所有の土地に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。
(土地を新たに取得し、整備に係る抵当権を設定する場合も、償還計画が分かる資料を提出すること。)
 - イ 貸与を受ける場合、地上権又は賃借権の登記を行うとともに、民法第387条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行うこと。
- ④土地利用や建築行為が規制される地区においては、事前に関係所管課と調整を行っていること。
- ⑤砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域でないこと。
- ⑥敷地の周囲100m以内（商業地域は50m以内）に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）」の適用を受ける施設が無いこと。（距離の計測は、鹿児島県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の考え方に準拠します。）

(2) 建物

①原則自己所有（新たに整備する場合を含む）とする。（差押物件や仮差押物件は不可）

②貸与を受ける場合、以下ア～オの要件を満たすこと。

ア 貸与を受ける建物に対し賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次の a～c いずれかに該当する場合は、この限りでない。

a 賃貸借期間が賃貸借契約において開所予定日から10年以上であること。

b 貸主が、地方住宅公社等の信用力の高い主体であること。

c 国又は地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

イ 貸与を受ける建物に差押等がされていないこと。

ウ 賃借料について、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

エ 賃借料について、安定的に支払い得る財源が確保されていること。

オ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

③抵当権（根抵当権を含む）が設定されていないこと。ただし、次のア又はイのいずれかの要件を満たす場合はこの限りでない。

ア 建物が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。

また、今回応募する施設の整備に係る抵当権以外の新たな抵当権を設定しないこと。

※建物に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出すること。

（建物を新たに整備し、整備に係る抵当権を設定する場合も、償還計画が分かる資料を提出すること。）

イ 貸与を受ける場合、賃借権の登記を行うとともに、民法第387条に規定する先順位抵当権者の賃借権優先の同意登記を行うこと。

④鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年6月26日条例第37号）、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）その他関係法令及び関係通知に適合した建物であること。

なお、既存建物を活用する場合は、以下ア～ウの要件を満たしていること。

ア 一級建築士による意見書（申込書様式第8号）により、建物が先述の法令等に適合していること（又は改修等により適合させられること）が証明されていること。

イ 検査済証の交付を受けている建物であること。検査済証が交付されていない場合は、一級建築士による調査により建物の法適合が確認でき、交付を受けている場合と同等の取り扱いができることが保障されていること。

※施設の延床面積が200㎡を超える場合、整備事業者として選定後、すみやかに建物用途を建築基準法における「特殊建築物（保育所）」に変更する手続きを行うこと。

ウ 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物のうち、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものは含む。

- ⑤鹿児島県建築基準法施行条例第3条第1項の規定による制限（がけ規制）を受けない建物であること。

※申込時点で、土地又は建物の取得又は貸与がなされていない場合には、取得又は貸与が確実に見込まれること（売買承諾書、確約書等の写し）が必要です。

※整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から融資を希望する事業者は、本市の承認が必要となりますので、申込書様式4-1号「資金計画について」に、必ず記載してください。

（2）資産等

以下の要件を満たしていること。

- ① 幼保連携型認定こども園の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金・当座預金等により有していること。
- ② 社会福祉法人以外の者が設置主体となる場合、①とは別にa、bそれぞれの場合において(i)と(ii)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金・定期預金・国債等）により保有していること。
- a 土地又は建物の貸与を受ける場合
- (i) 1年間の賃借料に相当する額（開所後、賃借期間中で1年間における最大額）
- (ii) 1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）
- b 土地を借入にて新たに取得する場合（土地取得費用を償還中の場合を含む。）
- (i) 土地取得費用に対する1年間の償還額に相当する額（開所後、償還期間中で1年間における最大償還額）
- (ii) 1,000万円（(i)の額が1,000万円を超える場合には(i)と同額）
- ③ 直近の会計年度において、幼保連携型認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。また、直近の決算期において債務超過となっていないこと。

（3）園長

園長を配置すること。園長の資格は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令

第2号)第12条及び第13条の規定による。

(4) 地域等の理解

幼保連携型認定こども園の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の理解と協力が必要になることから、必ず応募前に整備計画の説明を行い、理解と同意を得るよう努めること。（チラシ等のポスティングではなく、応募者自らが直接説明をすること。なお、コンサルティング業者のみでの説明は行わないこと。）

また、選定された場合、上述と同様に地域住民等へ、工法、スケジュール、連絡先、工事車両の運行、騒音等に関する地元説明会の開催など、丁寧かつ十分な対応を行うこと。

開所後においても、送迎時の対応などを明確にし、園内外の行事や地域住民等との触れ合いなどを通して、地域社会との交流や連携を図るよう努めること。

(5) その他設備及び運営に関する基準

屋外遊戯場（園庭）に関する基準等については、別添2「設備及び運営に関する基準」によること。

5. 施設運営

別添2「設備及び運営に関する基準」以外の施設の運営については以下の要件を満たすこと。

(1) 開所日

月曜日～土曜日

(2) 開所を要しない日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）

(3) 開所時間

2・3号認定児の保育時間は、以下のとおり設定すること。

保育標準時間：午前7時から午後6時までの11時間

保育短時間：上記保育標準時間のうち、8時間

1号認定児の教育時間は、以下のとおり設定すること。

教育標準時間：上記保育標準時間のうち、4時間以上

(4) 延長保育

延長保育を午後6時以降に1時間以上実施すること。

(5) 利用定員

利用定員の設定については、整備事業者として選定された後の変更はできないため、施設の規模及び保育士確保見込み等を十分考慮し、設定すること。

※2・3号の利用決定にあたっては、市が、保護者の希望及び保育の必要性に基づき利用調

整を行い、利用内定者を決定します。利用申込状況により、応募の際に設定した年齢区分ごとの利用定員どおりとはならない場合においても、利用定員総数を受け入れるよう努めてください。

(6) 調理

開園日の給食提供は自園調理とすること。(土曜日も実施してください。)

(7) 運営に関するその他留意事項

- ① 運営に当たっては、関係法令及び関係通知等を遵守し、健康管理・検診・安全管理（避難及び消火に対する訓練など）の実施及び苦情処理体制の確立を図ること。
- ② 園児の健康診断は、年2回以上行い、項目は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条を参照すること。また、新入園児は、入所時の健康診断も別途行うこと。
- ③ 一時預かり事業（幼稚園型）は必ず実施すること。その他の一時預かり事業の実施を希望する場合は市と協議すること。

6. 補助金

「鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金」を受けて整備を行う場合、補助の基準を満たす必要があります。以下に概要をまとめておりますが、「鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付要綱」を必ず確認してください。

(1) 財源

国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用（補助率：国 1/2、市 1/4、事業者 1/4）

※ ただし、国等の基準額を超える場合は、事業者負担となります。

※ 補助財源である就学前教育・保育施設整備交付金の予算措置が図られなかった場合や、対象事業とならなかった場合には、補助金の交付ができないこととなります。

また、予算の関係により、補助基準額、補助率等の変更によって補助額が減額される可能性もあるため、これらにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責めを負いませんので、補助型にて整備を予定する事業者は、あらかじめご了承の上、申込書をご提出ください。

(2) 補助対象者

- ・ 社会福祉法人（社会福祉法人設立予定者を含む）
- ・ 学校法人

(3) 対象経費

建築工事にかかる本体工事費（工事費又は工事請負費）、工事事務費、特殊付帯工事、開設準備費（内示日以降の契約が対象）。

※ 保育を必要とする子ども（2・3号認定児）の定員拡大に伴う施設整備に要する費用について補助を行うため、幼保連携型認定こども園における1号認定児と2・3号認定児の施設整備を併せて行う場合、本体工事費を整備対象となる床面積により按分（共有部分は整備定員按分）して、補助対象経費を算出します。

【交付基準額表（令和5年度参考単価）】（2・3号定員60名～70名の場合）

（単位：千円）

整備区分	交付基準額（参考）	対象経費
本体工事費	91,000	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（設計監督料）
特殊付帯工事	8,950	資源の有効活用整備等（ソーラー発電設備など）
開設準備費加算	16×(2・3号の定員数)	開設にあたって必要不可欠なものに要する経費

※ 工事費、工事事務費については、それぞれ入札及び契約を行う必要があります。

※ 工事事務費は、新園舎工事の工事費又は工事請負費（対象経費のみ）の2.6%以内が対象となります。

※ 令和7年度の就学前教育・保育施設整備交付金の要綱は、現時点で示されていないため、補助交付基準額や補助対象経費、各種加算等が変更となる可能性があります。

※ 防犯対策強化のために、非常用通報装置等の設置を希望される場合及び地域住民等への配慮から、防音壁の設置を希望される場合、上記とは別に補助対象経費となる場合がありますので、相談ください。(本体工事費と別に図面や見積書等の提出が必要となります。)

○ 補助対象とならない経費

- ・ 土地や建物の買収や整地に要する費用及び土地（整備用地）の賃借料
 ※整備用地以外で工事資材を置くために別途土地の賃借を要する場合、補助対象経費となる場合がありますので、相談ください。
- ・ 基本設計料及び実施設計料
- ・ 外構工事に要する費用
 ※工事費に含めて一体的に整備する場合、外構工事に要した費用を控除して補助額を計算します。
- ・ リースによる設備等の取得に要する費用
- ・ 施設と一体的に整備され、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入費

(4) 補助額等

- ・ 補助対象となる施設整備事業費に1/2を乗じた額と、国の補助基準額(1/2相当額)を比較して、低い額を選定し、その額に市町村負担分(国の補助額の1/2)を上乗せした額で決定します。

○ 補助金算出方法例（2・3号定員定員60人の場合）（特殊付帯工事を含む）

a. 補助基準額（国負担率）	91,000 + 8,950 + 16 × 60 ⇒ 100,910（千円）
b. 補助対象整備費（上限）	201,820（千円）（aの2倍の額）
c. 補助額（上限）	151,365（千円）（bの3/4の額）

※具体的な補助額の算出方法につきましては、国の判断により変更となる可能性がありますことをご承知おきください。

(5) その他注意事項

- ・ 本事業は、確実な構造や工法により、令和8年2月末までに竣工(各種検査や全ての工事作業を含む)できることが条件となりますので、令和8年2月末までに工事が完了しない場合、補助金に係る実績報告書の提出等に間に合わないことから、補助金を交付できない場合があります。
- ・ 鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金により、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければなりません。

- ・事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事等を一括して第三者に請け負わせることは禁止されています。
- ・補助を受けて整備する建物に抵当権を設定する場合、抵当権設定前に国及び市の承認が必要となります。（根抵当権の設定はできません。）
- ・施設整備補助を受ける場合、建物は新たに整備し、自己所有となるものに限ります。
- ・申込書に添付していただく見積書（工事費、工事事務費等）により補助額の予算措置や国との協議を行うため、実際の入札等による予定価格や落札価格が上がった場合でも、補助額の増額はできません。
- ・見積額より実際の契約額が下がった場合、契約額により補助額を算出するため、減額される場合があります。
- ・今回の整備において、国や市等から補助を受けていた施設や設備の取壊し等を行う場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、財産処分の手続きが必要となり、補助額の一部を返還していただく場合があります。
また、本事業の補助を受けて整備した施設等は、処分制限がかかります。
※事業の廃止または休止に関しては、市の承認が必要となり、事業者の意思のみで行うことはできませんので留意ください。

7. 社会福祉法人の設立認可

幼保連携型認定こども園の設置に当たり、社会福祉法人の設立認可を希望する者は、あらかじめ、当課にご相談願います。

なお、施設整備に伴う契約等は、法人設立後に行っていただく必要があることから、令和6年10月までに法人設立認可申請書を提出できることが条件となります。

そのため、施設整備の申込書の作成と並行して、社会福祉法人設立準備委員会の発足や資産に係る贈与契約書の作成、当課との調整を行っていただく必要があります。

施設整備の選定がなされても、法人設立がなされなかった場合は、施設整備補助を受けられないこと、また、施設整備の選定が取消される可能性がありますことをご承知おきください。

今回の幼保連携型認定こども園設置に加え、法人設立にも対応できるかどうかについては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他関係法令、「社会福祉法人の認可について」（局長通知）の別紙「社会福祉法人審査基準」「社会福祉法定款例」、「社会福祉法人の認可について」（課長通知）の別紙「社会福祉法人審査要領」等の関係通知を参照し、運営面、資金面、人事面等の各面から十分検討してください。

8. 応募の手続き・問い合わせ等

(1) 募集要領・申込書

市ホームページに掲載

「ホーム」>「子育て・教育」>「保育所・幼稚園・認定こども園など」>
「事業者の方へ」>「保育所等施設整備関係」>「令和5年度認可保育所等
の設置・運営事業者募集（令和7年4月1日開設、令和8年4月1日開設）」

(2) 説明会の開催【事前申込制】

① 日時

第1回：令和6年1月22日（月）午後3時30分から午後5時まで

第2回：令和6年1月23日（火）午後3時30分から午後5時まで

（両日ともに同内容の説明を行います。）

② 場所

鹿児島市役所本館2階講堂（鹿児島市山下町11-1）

（公共交通機関のご利用のご協力をお願いいたします）

※説明会当日は、募集要領及び募集申込書等の準備はいたしませんので、参加される方は、各自で市HPから印刷のうえ、ご持参ください。

(3) 質問書の受付

令和6年1月24日（水）から令和6年2月22日（木）まで

※質問がある場合は、別紙質問書により18ページの問い合わせ先まで電子メールで送付してください。

(4) 申込書の事前確認

令和6年3月1日（金）から令和6年3月15日（金）まで

申込みを希望される事業者は、下記事項に注意の上、必ずこの期間に申込書等の事前確認を受けてください。

① 月曜日から金曜日（開庁日に限る）までの午前8時30分から午後5時15分まで

② 必ず事前予約を行ってください。

③ 必ず事業者の職員等で計画内容を熟知している方がお越しくください。（設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前確認は受け付けません。）

④ 事前確認期間は、申込書等は全てご持参ください。

（申込内容の確認を行うため、可能な限り、計画内容を整理されてからお越しくください。）

(5) 申込書の受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月12日（金）まで

① 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

② 申込書は事前予約の上、直接持参によりご提出してください。（郵送は不可）

③ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、確認の上、提出してください。

④ 申込書に不備や不足がある場合でも、対応できるよう早めの提出をお願いいたします。

(6) 申込書

「令和5年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（令和8年4月1日開設）に関する申込書」等一式

(7) 提出部数

応募1件につき、1部

①申込書はA4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には設置予定施設名（仮称）を記載してください。

②添付書類も含めすべて日本語及びメートル法を使用し、A4縦サイズとしてください。ただし、図面、工程表及び申込書様式第7号等別途指示のあるものについては、A3サイズにしてください。

③申込書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス（提出書類一覧表の番号のみ記載）をつけてください。

(8) 提出場所

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課 企画係（市役所本館1階9番窓口）

(9) その他

①応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示の対象となる場合があります。

②必要に応じ追加資料を提出していただくことがあります。

③申込書提出後は、原則として計画内容の変更、書類の差し替え等は認められません。（本市から個別に修正等の指示があった場合を除く。）やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市と協議の上、承認を受ける必要があります。

9. 選定

提出いただいた申込書により、応募資格の有無や内容を確認した後、各事業者へのヒアリングを実施します（申込代表者及び園長就任予定者を対象）。その後、本市施設整備審査会において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（認定こども園法）、本市条例その他の関係法令及び関係通知等並びに募集要領に定める評価項目に基づき総合的に審査し、選定されます。結果については、選定・不選定にかかわらず文書で通知します。また、本市ホームページにおいても評価項目の得点等について公表します。

なお、評価項目を概ね満たしている場合でも、募集区域の応募状況により不選定となる場合があります。

また、応募内容に不適当な項目があると判断された場合や、評価項目における総点数が著しく低い場合、不選定となる場合があります。

(選定後の資料作成等)

選定された事業者は、令和8年4月の開所に向けて市が行う「認可」及び「確認」において、詳細な資料を作成の上、提出していただきます。(補助型の整備を行う場合は、鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金の申請資料も必要となります。)

必要資料については、その都度お知らせしますので、速やかな作成及び提出をお願いします。なお、整備事業者として選定を受けた後の計画変更は原則として認めません。

10. 失格事項

次に該当する場合は、失格とします。(選定後に判明した場合も含む)

- ①募集要領に示した応募資格や応募条件を満たしていないと認められた場合
- ②応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- ③本市の承認なく、計画内容等の変更を行った場合
- ④募集要領等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した場合
- ⑤保育幼稚園課との事前確認を行っていない場合
- ⑥地域住民等への説明等を行ったものと認められない場合
- ⑦整備予定地等について、建築基準法など、法令等による制限に関して、関係所管課と協議を行っていない場合
- ⑧選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑨市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められた場合
- ⑩その他不正行為があった場合

11. 選定後の取消

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合には、選定を取り消します。

- ①事業者が自ら候補を辞退する場合
- ②事業者が「10 失格事項」に該当することが判明した場合
- ③事業開始までに応募資格を有しないこととなった場合
- ④申込書で指定した用地等の確保が不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合
- ⑤申込書において提案した内容を実行することが不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合

12. 辞退

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、事業者名、代表者名を記載し、辞退理由を明記のうえ、法人印の押印のある辞退届を提出してください。(様式任意)

選定後の辞退は、本市の事業計画に重大な支障を来すことになるため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

1 3. その他留意事項

- ①その他、施設の設置・運営にあたっては、本募集要領に記載のない事項については、関係法令・通知・条例等をよく確認すること。
- ②施設の名称については、市内に同一名称の保育所等があるなど混同を招くようなもの、他者の商標権を侵害するようなものは認められません。
- ③必要に応じて、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行う場合があります。


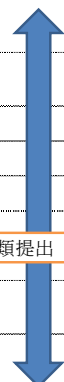
マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニオン



ベビニオン

14. スケジュール（予定）

整備事業者として選定された場合のスケジュールの目安です。

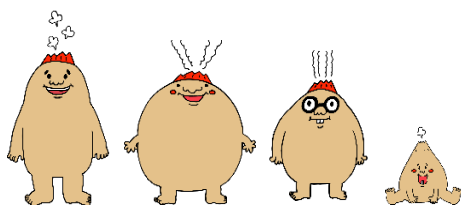
年月	補助金関係等	建設関係	社会福祉法人設立関係 施設の認可・確認関係
令和6.1	(1/12) 募集要領公開 (1/22, 23) 説明会	計画検討 住民説明・保護者説明 申込書類作成	設立準備委員会の設置 役員予定者の選定など
2	(1/24~2/22) 質問受付		
3	(3/1~15) 事前確認		
4	(4/3~4/12) 応募締切 (下旬) 現地確認	 住民説明等 実施設計・建築確認申請	法人設立準備 (上旬) 社会福祉法人設立認可申請 社会福祉法人設立認可審査会 (下旬) 社会福祉法人設立認可 (上旬) 法人設立登記
5	(上旬~中旬) 応募者面談 書類審査		
6	(下旬) 施設整備審査会		
7	(上旬) 選定結果通知		
8			
9			
10			
11			
12			
令和7.1			
2	国との補助協議		
3			
4	交付申請（法人→市） 事前着手承認（市→法人）	入札公告 入札参加締切	【単年度整備時】 施設の認可・確認に係る申請
5		一般競争入札（工事） 指名競争入札（設計監理）	
6		着工	 必要書類提出（複数回）
7	交付決定（市→法人）		
8			
9			
10			
11			
12			
令和8.1			
2	(下旬) 実績報告（法人→市）	(下旬) 竣工	(上旬) 現場確認
3	(上旬) 実績報告（市→国） (下旬) 補助金確定・支払	(上旬) 現場確認	(下旬) 認可・確認
4		開所（4月1日）	

15. 問い合わせ先

鹿児島市 こども未来局 保育幼稚園課 企画係
住所：〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号（本館1階）
TEL：099-216-1223
電子メール：hoi-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

マグマシティ PR キャラクター

火山の妖精 マグニオン



リキニオン マルニオン メガニオン ベビニオン

評価基準（幼保連携型認定こども園創設）

評価項目			
大項目	中項目	小項目	配点
			300
1 地理的条件等			65
土地	① 確実に事業継続できる土地を確保しているか。	10	
	② 抵当権が設定されていないか。	5	
	③ 敷地に面する道路が狭くないか。	5	
	④ 敷地に面する道路に歩道が設置されているか。	5	
	⑤ 予定地が特に設置が望まれる小学校区であるか。	15	
建物	⑥ 確実に事業継続できる建物を確保しているか。	10	
	⑦ 抵当権が設定されていないか。	5	
	⑧ 整備定員1人当たりの補助額はどの程度か。	10	
2 施設・設備			55
保育室等	① 保育室等の設置階数は緊急避難等に配慮した配置となっているか。	10	
	② 保育室・遊戯室の広さは、基準以上の余裕があるか。	10	
	③ 乳児室・ほふく室の広さが基準以上の余裕があるか。	10	
	④ 乳児室・ほふく室は、柔軟な受け入れが可能か。	5	
	⑤ 区画された、事務・医務・調乳・沐浴・職員の休憩のスペースが設置されているか。	5	
駐車場	⑥ 送迎用駐車場は十分な数を確保しているか。	5	
園庭	⑦ 屋外遊戯場（園庭）の広さは基準以上の余裕があるか。	10	
3 保育内容			105
応募の目的、運営理念	① 応募の目的、運営理念が適切であるか。	15	
	② 施設の運営方針に具体性があり、実効性が高いと認められるか。	15	
特別保育の内容	③ 延長保育は必須時間（1時間）を超えて実施するか。	5	
	④ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）を実施するか。	5	
利用定員	⑤ 利用定員の設定は（受け皿ほどの程度確保されるか）	15	
職員	⑥ 要件を満たした園長が配置されるか。	10	
	⑦ 保育士等が確保されているか。	10	
	⑧ 保育士等確保の取組に具体性や実効性があるか。	10	
	⑨ 保育の質の向上や職場環境向上につながる職員の研修計画等の内容及び時期が具体的に示されているか。	10	
	⑩ 不適切保育未然防止に向けた取組が市のガイドラインに基づいているか、具体性や実効性があるか。	10	
4 運営			75
運営の安定性（法人）	① 応募事業者（法人）が、法人の事業を運営する上で十分な現金、普通預金、当座預金を有しているか。	10	
	② 応募事業者（法人）における資産の状況（純資産比率など）	10	
運営の安定性（施設）	③ 開設後の施設運営が償還等を含めて適切に計画できているか。	10	
	④ 総事業費に占める自己資金の比率はどうか。	10	
運営実績	⑤ 児童福祉施設等の運営実績があるか。	10	
近隣への対応	⑥ 応募前に近隣住民等へ説明等を行い、理解が得られていると認められるか。	15	
	⑦ 選定を受けた後の、地域住民等への説明について、具体的な方法・スケジュールが示されているか。	5	
	⑧ 開園後の運営について講じる方策（保護者による送迎時の周辺交通対策や地域住民との交流等）	5	

設備及び運営に関する基準（幼保連携型認定こども園）

1 職員配置

- (1) 園長の資格は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成 26 年 7 月 2 日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 2 号)第 1 2 条及び第 1 3 条の規定による。
- (2) 園長のほか、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を一人以上置かなければならない。
- (3) 調理員は、2 号・3 号定員が 40 人以下の場合は 1 人以上、定員が 41 人以上 150 人以下の場合は、2 人以上、151 人以上施設は 3 人以上の職員を配置してください。
- (4) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置してください。
- (5) (1)～(4)のほか、①副園長又は教頭、②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、③事務職員を置くよう努めなければならない。
- (6) 園児の教育及び保育(満 3 歳未満の園児については、その保育)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。

なお、年齢ごとに園児の数を配置基準で除して小数点第 1 位まで求め(小数点 2 位以下切捨て)、各々を合計した後小数点以下を四捨五入するものとする。

園児の区分	員数
(1) 満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
(2) 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
(3) 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
(4) 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人
<p>ア この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。以下このアにおいて同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 18 第 1 項の登録（以下このアにおいて「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>イ この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>ウ この表の第 1 号及び第 2 号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>エ 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。</p>	

※ 令和6年度末まで、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、表のA中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

※ 保育士等の配置特例の適用により、一部、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者でも対応可能となります。

2 学級編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。

1学級の園児数は、35人以下とし、学級は学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成すること。

○満3歳児学級の取扱い

満3歳児に達した園児を2歳児クラスと分けて編成する場合や、満3歳児として入園した園児でクラスを編成する場合など、満3歳児のみのクラスを編成する場合、学級として取り扱うものとする。

満3歳児に達した年度中は、引き続き2歳児クラスに残る場合や、満3歳児に達した後、3歳児学級（年少）へ移る場合は、満3歳児学級としてはカウントしないものとする。

3 施設設備

(1) 設備に関する基準

(園舎及び園庭)

- ・ 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- ・ 幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることが前提である。
ただし、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない場合については、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と同様に設置が認められるものとする。
- ・ 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、幼保連携型認定こども園条例第12条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、園舎を3階以上とする場合であって同項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- ・ 3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、満3歳以上の保育室等を3階以上の階に設けることができる。なお、保育室とは別に設置される遊戯室その他の設備（必要面積に含ま

れないものに限る。)については、上下1階以内の園庭の有無に関わらず3階以上の階に設けることができる。

- 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

- 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

(イ) 満3歳未満の園児数に応じ、次の面積

乳児室 1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 ほふく室 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 保育室又は遊戯室 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

- 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(ア) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

A 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²
3学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²

B 3.3 m²に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(イ) 3.3 m²に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

※ 園庭は、園児が転倒した際の安全面に配慮し、コンクリートなど硬い素材は避けること。

※ 園庭及び保護者送迎用駐車場の敷地の間は仕切りやフェンスなどで物理的に隔てる設計を行い、それぞれ独立して安全対策が図られるよう配慮すること。

※ 上階の床面積が大きい場合など、建築基準法において延床面積・建築面積に算入される地上部分は、園庭の基準面積とすることはできない。なお、園児が当該部分において任意に活動するスペースとしての使用は可能とする。

- 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(ア)職員室 (イ)乳児室又はほふく室 (ウ)保育室 (エ)遊戯室 (オ)保健室

(カ)調理室 (キ)便所 (ク)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- ・ 飲料用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
 - ・ 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
 - ・ 次に掲げる設備の面積は、当該各設備に定める面積以上とする。
 - （ア）乳児室 1.65 m²に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - （イ）ほふく室 3.3 m²に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - （ウ）保育室又は遊戯室 1.98 m²に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- ※ 保育室又は遊戯室の面積は、各室の合計だけでなく、各室毎に面積基準を満たす必要があります。

（2）3号認定にかかる居室面積

「乳児室」は1人当たり1.65 m²、「ほふく室」は1人当たり3.3 m²と規定されておりますが、園児のほふく開始の時期が異なるため、乳児室面積の広めの設定や乳児室とほふく室の部屋の仕切りは可動式とするなど、居室の必要面積確保が柔軟に対応できるような設計をお願いいたします。

なお、実際には、定員を超過して園児を受け入れる場合があり、受入園児の数変動することがありますので、余裕を持たせる設計となるよう努めてください。

（3）2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室又は便所を設ける場合の基準

- ① 2階に設置する場合 ⇒ ア、イ及びカの要件に該当するものであること。
- ② 3階以上に設置する場合 ⇒ アからクまでの要件に該当するものであること。

要件			
ア	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。		
イ	2階	常用	1 屋内階段
			2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
			2 待避上有効なバルコニー
			3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋

		外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
ウ	イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
エ	調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で	

	<p>区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
カ	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の配置につきましては、園児の緊急避難時等の安全を考慮し、なるべく低層階での配置を検討ください。

※ 上記一覧表の各項目の詳細については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号)を参照し、適正な措置を講じてください。

(4) 園庭（屋上園庭の取扱い）

屋上園庭については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の①から⑤までの全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができる。

（既存建物を使用する場合で、便所の設置が困難な場合等は、要協議）

- ① 耐火建築物であること
 - ② 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
 - ③ 園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
 - ④ 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - イ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - オ 屋上の周囲には転落防止のため、上部を内側にわん曲させた金網等を設けるなど、園児の安全に配慮した措置を講ずること。
 - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。（園舎に備えるべき設備）
 - ⑤ 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意思で屋上(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下 1 階の範囲内に位置するものに限る)と行き来できると認められること。
- ※ 園庭に算入しない場合であっても、園児が実際に使用する場合には、上記①～④の要件は満たすこと。

4 参考

こども家庭庁HP「子育て支援事業者の方向け情報」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jigyousha/>